

(3) 過重労働による健康障害防止のための総合対策

過重労働による健康障害防止のための総合対策（平18. 3. 17 基発第0317008号）は、前記の面接指導の規定の施行に際して新たに示されました。この総合対策の概要は、次のとおりである（全文は巻末の資料2を参照）。

| 項目   | 措置の内容  |   |
|--|--|---|
| ア 趣旨   | <p>長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、当該医学的知見を踏まえ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。</p> <p>このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止の</p> |   |
| <p>ための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法等の改正が行われたところである。</p> <p>本措置は、このような背景を踏まえ、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、事業者が講ずべき措置を定めたものである。</p> |  |   |
| イ  | 時間外・休日労働時間の削減（略）   |   |
| ウ  | 年次有給休暇の取得促進（略）   |   |
| エ  | 労働時間等の設定の改善（略）   |   |
| オ  | 労働者の健康管理に係る措置の徹底：以下のとおり  |   |
| <p>健康管理体制の整備、健康診断の実施、自発的健康診断受診支援助成金の活用・二次健康診断等給付制度の活用・健康保持増進措置の継続的かつ計画的実施（内容 略）</p>  |  |   |
| 長時間労働者への面接指導等の措置   | <p>面接指導等</p>   | <p>① 時間外・休日労働が100時間／月超の労働者で、申出をしたものに対する医師による面接指導の確実に実施する。</p> <p>② 時間外・休日労働が80時間／月超の労働者（①を除く。）で、申出をしたものに対する医師による面接指導等の実施に努める。</p> <p>③ 時間外・休日労働が100時間／月超の労働者（①を除く。）又は80時間／月（2～6月平均）超の労働者に対する医師による面接指導の実施に努める。</p> <p>④ 時間外・休日労働が45時間／月超の労働者で、健康への配慮が必要と認めた労働者に対する面接指導等の措置を講ずることが望ましい。</p> |
|  | <p>面接指導等の事後措置</p>  | <p>① 上記①の面接指導を実施した場合はその結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく医師から意見聴取する。また、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な措置を講ずる。</p> <p>② 上記②～④の面接指導等を実施した場合には、本欄①に準じた措置の実施に努める。</p> <p>③ 面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、面接指導を行った医師、産業医等の助言を得ながら必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応する。</p>                    |
|  | <p>手続等</p>   | <p>① 面接指導等の実施方法・実施体制</p> <p>② 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備</p> <p>③ 面接指導等の申出を行ったことによる当該労働者の不利益取扱いがないようにするための対策</p> <p>④ 「面接指導等」の欄の②～④に該当する労働者その他の者について面接指導等のための事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定</p> <p>⑤ 長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知</p>  |
|  | <p>整備</p>  | <p>① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備</p> <p>② 申出を行う際の様式の策定</p> <p>③ 申出を行う窓口の設定</p> <p>④ 労働者が申出を行いやすくするための①～③の周知徹底</p>  |
| 望ましい対応   | <p>常時使用する労働者数50人未満の事業場においては、</p> <p>① 前記の面接指導等及びその事後措置の実施は平成20年4月1日以降であるが、地域産業保健センターの活用によりこれらを実施することが望ましい。</p> <p>② 前記の衛生委員会の措置は安衛則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会を利用することが望ましい。</p>   |   |
| 過重労働による業務上疾病を発生させた場合の措置  | <p>産業医等の助言または労働衛生コンサルタントの活用を図りながら原因の究明および再発防止の徹底を図る。</p>   |   |